

改正骨子（案）に関して頂いた市民意見の概要

改正骨子（案）		改正骨子案に概ね賛成の御意見	改正骨子案に概ね反対の御意見	その他の御意見
方向性 1 対象建築物 の拡充	1－(1) 届出対象となる集客施設の 用途の追加	・対象建築物を追加することについて賛成（10件） ・パチンコ店や集会場，展示場は，人の往来が多く，周辺地域に与える影響が多いため，対象建築物に追加する必要がある。（8件）	・対象用途を拡充しても計画反対のための制度となるだけなので，現行のままでよい。（3件） ・対象建築物に展示場を加える必要はない。（2件） ・対象建築物に集会場を加える必要はない。（1件） ・パチンコ屋を目の敵にするべきではない。（1件） ・対象用途を商業施設だけに絞るべき。（1件） ・事業者の手続を増やすことになるので，対象は最低限にすべき。（1件）	・今後も社会情勢の変化にあわせて対象建築物を見直すべき。（4件） ・建築基準法や大規模小売店舗立地法の網を逃れるようなことがないような対応や法解釈により建築物の用途の判断が恣意的にならないような対応が必要（3件） ・大規模な建築物すべてを対象とするのではなく，集客施設のみに限るべき。（1件） ・集客施設を対象とするのではなく，建物ボリュームで対象を限定すればよい。（1件） ・ラグジュアリーホテル等のホテルや工場を対象から除外すべき。（2件） ・一戸建て住宅以外の全ての建築物を届出対象とすべき。（1件） ・集客施設以外にも，宅地開発・資材置場等も届出対象とすべき。（1件） ・集客施設の土地利用のみならず，周辺住民の生活環境に影響を及ぼすことに対する具体的な対策も含めて協議できるようにして欲しい。（1件）
	合計 41件	計 18件	計 9件	計 14件
	1－(2) 届出の対象地区の追加	—	—	—
	合計 0件	計 0件	計 0件	計 0件
方向性 2 審査機能 の強化	2－(1) まちづくりの方針の追加	・景観や観光に関する方針を追加することに賛成（5件）	—	・新たなまちづくりに関する計画は随時追加すべき。（2件） ・防災に関する計画も追加すべき。（2件） ・地域景観づくり計画も追加すべき。（1件） ・まちづくりの方針となる計画が策定される際には，行政は十分な周知を行うべき。（2件）
	合計 12件	計 5件	計 0件	計 7件
	2－(2) 土地利用調整審査会における 審査機能の強化	・条例の改善を目的として，土地利用調整審査会に対して，諮問しなくても意見具申できることに賛成（4件）	・開発構想の段階で審査機能を強化しすぎるのは良くない。（4件） ・審査に当たっては，一部の声の大きい人の意見だけが反映されない仕組みとすべき。（1件）	・土地利用調整審査会における審査基準や審査事項を明確にし，後手にならないようにすべき。（4件） ・土地利用調整審査会に委ねるのではなく，京都市が土地利用の妥当性を判断すれば良い。（4件） ・毎年度の報告をするために審査会を開催するのではなく，メール等での報告で良いのではないか。（2件） ・50年先，100年先の京都を思い描いた運用を行って欲しい。（2件） ・審査ではなく，事業者に，よりまちづくりに寄与させる仕組みを考えるべき。（1件）
	合計 22件	計 4件	計 5件	計 13件

改正骨子（案）		改正骨子案に概ね賛成の御意見	改正骨子案に概ね反対の御意見	その他の御意見
方向性３ 意見調整 の仕組み の充実	３ 意見調整の仕組みの充実全般	・意見提出機会の拡充や説明会の周知範囲の規定など，現行の条例が改善される改正案に賛成（１５件） ・開発を反対するためだけの手続とならないよう，行政が中立な立場で運用するのであれば賛成（２件）	・誰もが反対する開発事業に対しては時間と手間をかけて意見調整すべきだが，地域エゴの道具となるなら反対（１件）	・手続により開発計画の論点を整理できれば良い。（１件） ・説明会の説明内容が明らかに虚偽の場合は，再度説明会を義務付けるなどの対応が必要ではないか。（１件）
	合計 ２０件	計 １７件	計 １件	計 ２件
	３－(1) 住民意見の提出機会の拡充	—	—	・極端な意見や事業者が明らかに対応できない意見は，事業者は見解を述べなくても良いのではないか。（１件）
	合計 １件	計 ０件	計 ０件	計 １件
	３－(2) 周辺住民の提出機会の拡充	—	・説明会に出席者がいなくても広く意見を聴くべき。（１件）	・同規模程度の建替え時は説明会手続を簡素化すべき。（１件）
	合計 ２件	計 ０件	計 １件	計 １件
	３－(3) 見解書に対する説明要請手続の創設	・再説明制度は，説明会を行いさえすればよいと考える事業者の抑制になる。（１件）	・縦覧期間が３週間から２週間に短縮されることにより，意見調整機会が低減されないか。（２件）	・見解書に対する再説明の内容が不当な場合・再説明が複数回要求される場合の対応や，再説明内容の明確化が必要（３件） ・再説明の手続は 10,000 ㎡以上の開発に限定するなど，段階的な手続としてはどうか。（２件） ・再説明の要求に事業者が従わない場合の仕組みの検討が必要（１件）
	合計 ９件	計 １件	計 ２件	計 ６件
	３－(4) 説明会等における事業者の責務の明確化	—	・努力義務規定だけでは効果がないのでは。（１件）	・住民も話し合いをする責務を明確にすべき。（１件）
	合計 ２件	計 ０件	計 １件	計 １件
	３－(5) 地域コミュニティの実情に応じた説明会の周知範囲の見直し	・現行の 250m の周知範囲は広すぎるので見直し案に賛成（４件）	・周知範囲 100m は広いので 50m でよい。（１件） ・説明会の周知範囲は，自治会等ではなく計画地周囲の人に聞くべき。（１件）	・河川で区切られる場合等は 100m 未満でもよいのでは。（１件） ・事業者への地元組織に関する相談については，関係部署が連携して対応する仕組みづくりが必要（１件）
	合計 ８件	計 ４件	計 ２件	計 ２件
条例全般その他の意見		・過度に規制をかけるのではなく，前向きな話し合いをすることをより明確にしている改正骨子（案）に賛成（４件）	・法律の授權がなく，しかも周囲の人に意見に影響されるような条例は廃止すべき。（２件） ・構想段階で行政が過度に土地利用を調整するというのは，事業者からすればリスクである。（２件） ・横着な事業者を排除する仕組みを構築しても，結局は法の抜け道を探し出されて意味がないのではないか。（１件） ・土地利用のあり方という点では改正案は不十分（１件）	・バランスの良い条例改正を行ったうえで，公正中立な運用を行って欲しい。（４件） ・周辺住民からの意見は，開発計画をより良くしようとする内容だけ反映できる仕組みとすべき。（３件） ・行政指導である勧告に従わない場合及び勧告に係る開発構想がまちづくりの方針に適合しない場合に，事業者に意見を聴いたうえで，公表を行うのは不適切ではないか。（２件） ・土地基本法を活用すればよい。（２件） ・地域にとって，より良い計画となるよう，きめ細かな指導・誘導を求める。（２件） ・改正以降も徐々に改善できるようにすればよい。（１件） ・まちづくり条例手続以降についても説明が必要（１件） ・様々な条例手続に基づく説明会等を併せて実施できないか。（１件） ・業態ではなく，周辺交通への負荷についての観点のみで判断すべき。（１件） ・これ以上，街の景観を破壊しないで欲しい。（１件） ・地域のまちづくり支援をもっと強化すべき。（１件）
合計 ２９件		計 ４件	計 ６件	計 １９件